

# 首都圏の水は足りないか 事業費膨張のハツ場ダムの得失を検証する

渡 辺 齊

日本一カネのかかるダムが、首都圏で一〇〇七年度本体着工へ向けて動き出している。国土交通省が群馬県長野原町に計画しているハツ場ダムである(図)。

利根川の源流のひとつ、吾妻川に沿って上流へ車で一時間半余り行くと、名勝・吾妻渓谷が見えてくる。水が谷を削り、奇岩が水とともに風景は多くの観光客を引きつけている。もみじの名所でも知られ、一〇〇四年秋も川岸には人があふれていた。渓谷をさらに上ると、右岸に張りつくように温泉街が開ける。旅館や民宿十四軒が狭い道に沿って軒を連ねる。川原湯である。造られるダムは、そんな温泉地をのみ込み、渓谷の景勝地を一変させる。

もつたいない話だ。これほどの環境を壊してまで、ダムは本当に必要なのだろうか。ダムの大きな目的の一つ、東京など首都圏の上水道へ水を送るという点を中心に、ダムの得失

を検証したい。

ハツ場ダムは利水のほか治水も目的にして、長野原町川原畠ハツ場(左岸)と川原湯(右岸)にまたがって造られる。コンクリートダムで、堤の高さは百三十一メートル(高さ五百八十八メートル)、長さは三百三十六メートル。一〇〇三年十月時点でもまとめられた水没戸数は一般住宅一百六十八、旅館十八、店舗など五十四の計三百四十戸。水没面積は三百十六ヘクタール。東京ドーム総面積の六十七倍余りの土地が沈むことになる。

総貯水量は一億七百五十万トンで、利根川水系では矢木沢ダムの一億四百三十万トン、下久保ダムの一億二千万トンに次ぐ。底に土砂をためる堆砂容量を除く有効貯水量は九千万トン。冬の非洪水期にはこの全量が利水に充てられる。夏の洪水期は利水容量を一千五百万トンに減らし、残り六千五百

万トンを洪水調節容量に使う。開発利水量は計毎秒二十二・二〇九トン(表1)。夏場に利用される農業用水の上水道への転用により生み出された水利権(暫定水利権)を補い、冬季利水量の大きいことが特徴だ。

ダム構想は、一九五一年に利根川改修計画の一環として浮上した。六七年に調査出張所開設。七六年に、利根川水系の利水計画に組み込まれた。八六年に基本計画が決まり、ダムは現実味を帯びた計画に格上げされた。九二年には建設省(現・国土交通省)と水没住民代表が「用地補償調査に関する協定書」を締結。当初は激しい反対運動に見舞われたが、住民の多くは運動に疲れ、ダムを前提とした生活の再建を模索す



ハツ場ダム建設予定地付近の吾妻渓谷。  
景勝地への影響が心配されている。

るようになる。国交省は一〇〇一年、ダム建設に伴う補償基準に住民たちの同意を得て、用地取得に乗り出した。水没予定地ではすでに移転が始まっている。本格的な移転は〇五年度から始まる。住民への補償や移転予定地の造成工事、関連道路の建設などで〇三年度までに使われた費用は一千七百億円。総事業費は四千六百億円。日本で最も金のかかるダムだ。一〇〇〇年度の完成を目指している。

構想からすでに半世紀。地元にはかつての反対運動はない。しかし、ここにきて首都圏で一般住民の反対運動が広がっている。

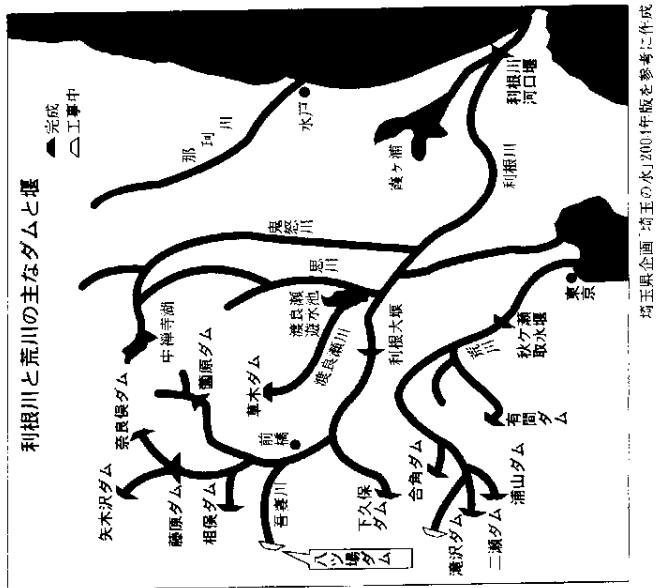
## 六都県で住民が監査請求と提訴

反対運動に火がついたきっかけは、国交省が一〇〇一年十一月に、ダムの事業費を引き上げると発表したことだ。一九八五年時点では一千百十億円では足りないとして、四千六百億円に改めた。一挙に二・一倍だ。

国交省は①水没関係者の生活再建にかかる費用が四五%増えた②物価上昇や消費税導入による負担が三〇%増③環境対策や埋蔵文化財調査など自然条件にかかる費用が一九%増えた、などを理由に挙げている。

ダムの事業費は治水、利水の寄与度に応じ、政府と地方で負担を分け合う仕組みだ。おおむね治水の場合は七割、利水

では二割から五割を、政府が負担する。残りは治水の恩恵を受ける東京、群馬、埼玉、千葉、茨城、栃木の六都県と、東京都水道局など上水道や工業用水を取る各地の利水団体が持つ。地方の負担は治水分が七百五十四億円、利水分が一千二百五十六億円にもなる。地方自治体には利水負担がとりわけ重くのしかかる(表1)。



「いるんだから。足りなくなつたら県民は怒りますよ」(やはり環境派の千葉県の堂本暁子知事)といった理由からだ。  
しかし、首都圈の水は本当に足りないのか。

しかし、首都圏の水は本当に足りないのか。

水不足の事態を招けば、確かに堂本知事の言うようなことがあるかもしれない。だが、住民の怒りは、簡単に事業費倍を認めた都県知事の方に噴出した。「水は足りている」と。一〇〇四年九月、各地の市民グループは六都県の監査委員にダメ負担金の支出差し止めを求め、住民監査請求をした。名を連ねた住民は合わせて五千四百人にのぼる。

「疑問の方もおありでしょうし、それは監査請求を出されただいいと思うんですよ」「水利用というものの将来の可能

表2 ハツ場ダムの建設費以外の関連負担		単位：億円	
関係都県	水特法の事業	水源地対策基金事業	
東京都	131	84	
埼玉県	143	92	
群馬県	42	17	
千葉県	61	39	
茨城県	26	17	
国費	504		
地元・受益者	90		
計	997	249	
			出所－鶴洋謙二氏の試算による * これらの負担は完全に固まっていない。 しかし、一応の日安になると、 ダム建設費を加えると、計5846億円。

表2 ハツ場ダムの建設費以外の関連負担		単位：億円	
関係都県	水特法の事業	水源地対策基金事業	
東京都	131	84	
埼玉県	143	92	
群馬県	42	17	
千葉県	61	39	
茨城県	26	17	
国費	504		
地元・受益者	90		
計	997	249	
			出所：鷲津謙二氏の試算による ＊これらの負担は完全に固まっていない。 しかし、一応の日安になると、 ダム建設費を加えると、計5846億円。

表 1 ハツ場ダムの開発水量と費用負担

利水者	利水量 総 量	暫定分	利水	地方負担 水
東京都	5,779	0,559	473	162
埼玉県	9,920	6,889	387	180
群馬県 別に工業用水	2,000 0,350	0,844 0,208	46 13	101
群馬県	0,250	0,235	16	
千葉県 別に工業用水	1,460 0,470	0,470 0,230	101 52	174
北千葉広域水道				
企業団	0,350	0,240	31	
印旛郡市広域 事務組合	0,540		46	
市町村圏事務組合	1,090	0,036	91	126
茨城県				
栃木県 計	22,209	9,711	1256	754

\* 総事業費は4600億円。  
うち治水部分は2511億6000万円、利水部分は2088億4000万円。  
治水、利水ともに国も負担する。断りがないものでは上水道、  
暫定分はダムを前提に川からの取水をするに認められる  
ものの。  
実際は、農業用水から上水道に転用された水利権が暫定扱いに  
なっているケースが多い。暫定の水用量は2003年4月1日現在。

各都県はこの事業費のアップに驚いた。環境問題に理解のある埼玉県の上田清司知事は「極めて不愉快ですよ。家にたどり着けば、一千百万円で建てるつもりが突然、四千六百万円だといわれたようなものです。こんなことは世の中で通用するわけがない」と語っている。それなら、もっと抵抗したらいいと思うが、結局のところ、各都県は国交省の事業費倍増をのんだ。都県議会も了承した。「ダムは飲み水がかかって

性、危惧つてのは非常に予測しにくいくらいですよ」と東京都の石原慎太郎知事は語っていた。そうかもしれない。だからこそ、しつかり検討すべきである。だが、どこの監査委員も満足な審査をせず、あっさりと請求を退けた。監査委員制度の形骸化は、かねてから指摘されてきたところだが、今回も住民を落胆させた。

地方自治法では、監査請求の結果に不服があれば、住民訴訟を起こすことができる。一〇〇四年十一月十九日までに六都県全部で、「負担金の支出は違法だ」とし、今後の支出の停止と過控訴の分の返還を求める訴訟が起こされた。

ダムは直接の建設費が大きいばかりか、実は建設に伴つてさまざまな負担が上乗せされる。一つは水源地の振興を狙う水源地域対策特別措置法（水特法）の事業で、市民でつくる水源開発問題全国連絡会共同代表の鷲津暉之氏の試算によると、このために持ち出す経費は政府が五百四億円、地方が四百三億円、地元が九十億円、合わせて九百九十七億円だ。これに、下流の都県が負担する水源地域対策基金の事業費一百四十九億円が加わる（表2）。建設費の四千六百億円にこの金額が加わると、国・地方が負担する費用は五千八百四十六億円となる。建設費などを借金（起債）で賄うとすれば、利息を含む総経費は八千七百六十九億円にも達する、と鷲津氏ははじいている。対策基金の規模、起債の利息は決定的なわけ

のではないが、事業規模全体を量る目安にはなる。

事業が真に必要なものなら、費用が多くかかるてもやむを得ない。問題は事業が確かに必要か、あるいは必要だとしても、巨額の費用に見合ひだけの効果があるかどうか、である。環境問題を別にしても、この点についてはよくよく吟味しなければならない。

表3 東京都上水道の保有水源

	トン/秒	水利権
矢木沢ダム	4,000	
下久保ダム	12,600	(暫定)
草木ダム	5,680	(暫定)
奈良俣ダム	2,070	(暫定)
渡瀬貯水池	0,505	(暫定)
荒川貯水池	1,400	
浦山ダム	1,170	
利根川河口堰	14,010	
霞ヶ浦開発	1,500	
埼玉合口二期事業	0,559	(暫定)
北千葉導水路事業	2,790	
多摩川(小河内ダムと自流)	13,200	
砧伏流水	2,360	
神奈川県からの分水	2,662	(暫定)
中川・江戸川緊急導水事業	5,330	
江戸川自流	5,905	
霞ヶ浦導水(2010年度完成予定)	1,400	(暫定)
計	77,141	暫定計=15,544
多摩地域の地下水利用	4,630 (日量40万トン)	
杉並地下水	0,174	
合計	81,945 (日量708万トン)	
予定されている今後の水源		
利根中央事業(完成)	0.849	
利根中央事業(2007年度完成予定)	0.860	
滝沢ダム(2010年度完成予定)	5,220	
ハツ場ダム(別に冬期水利権0.559)		
出所=東京都の資料と既存に基づく		

### 東京は十分な水源を抱える

八ヶ場ダム建設で最も多くの利水負担金を出すのは東京都である。であれば、それだけ水確保が堅繁のはずである。ところが、現実はどうか。

一〇〇四年の夏は八月より七月の方が暑かつた。猛暑が続くて、シャワーを浴びたり、汗まみれの下着を洗濯したりと、どこの家庭も水を使つ量が増えた。最高気温が二四・五度になつた七月九日、東京では淨水場から五百二十二万トンの水が上水道に送られた。これが七月の一 日最大の給水量(配水量)だった。年間のデータはまとまっていないが、ふつうは冬の給水量は一二割程度少なくなるので、これが年間最大の給水量だつたらう。気温が三九・五度にまで上がつた七月二十日の給水量は五百六十万トンだつた。

これだけ水使つても、東京は水不足にならなかつた。水を貯うだけの水源を確保しているからだ(表3)。都の水源は地下水を含めると、日量で約七百万トン。単純に言えば、最大給水量の三倍の水源を持つてゐる計算だ。水源の中には国交省から暫定的に取水を認められているものも

幾つかあるとはいへ、それらを除いても、五百七十万トンの水源を抱える。余力は十分だ。

しかも、暫定扱いの中には奇妙な例もある。利根川上流の草木ダム、奈良俣ダム、中流の渡瀬貯水池の水源だ。これらは利根大堰から取水しているために暫定扱いになつてゐる。もつと堰の下流で水を取るべきだ、というのが「暫定」の理由である。しかし、都はこれら水源開発に過去、多くの費用を投じてきた。であれば、堂々と水利権を主張できる立場なのだ。

「埼玉合口二期事業」も同じだ。農業用水を上水道に転用したもので、この事業にも都は多くの負担をしている。農業用水の水利権は夏の灌漑期に限られ、その転用は夏場の水を確保したにすぎず、それに見合ひ冬の水をハツ場ダムで確保することが必要だ。これが国交省の言い分だ。理屈ではあるが、すでに見たように、水の使用量が増大するのは夏である。無理して冬の水をダムで確保することはない。

「中川・江戸川の緊急導水事業」は、一九六四年の東京五輪時の水需要対策として実施された。中川に水の余力があることが分かり、その水を江戸川に導いて取つてゐる。この事業にも、都は費用を出している。これだけ長年の実績がある取水に「暫定」という言い方が適当かどうか。

実際のことろ、「暫定」と言えるのは一〇一〇年度完成に

向けて事業が進んでいる霞ヶ浦導水くらいのものだ。都はこの事業を予定し、先行して水を取つてゐる。しかし、この先行取水をやめても、都の保有水源はたっぷりとある。

### 伸びない水需要

そもそも、水需要は伸びていない。東京都の場合、一 日最大給水量がピークだつたのは一九七八年度の六百四十五万トンである。その後、ながらく減少を続け、九〇年度には六百十三万トンにまで落ちた。九三年度には五百九十一万トンと六百万トンを切り、一〇〇一年度は五百二十九万トン、〇二年度は五百十九万トンだ。〇四年は猛暑で増えたとはい、六百万トンを超していた過去の給水量に比べれば、たいしたことはない。人口は増えただけれど、節水型のトイレや洗濯機など節水機器の普及、経済の低成長、市民の節水意識の向上などが、それを上回る節水効果をもたらしている。

一人が一日に使う水使用量も減つてきてている。東京における一人一日の最大給水量は一九七五年度に五百三十九リットルだったのが、九〇年度には五百二十九リットルになり、一〇〇一年度には四百二十九リットルまで減つてきている。

なのに、都は「将来に向けて水が必要だ」と主張する。まだ人口が増える。生活水準が上がって、ふろが大きくなり、シャワーもよく使い、一人が使う水の量も伸びる。そん

な理由を挙げ、都は「〇一三年度の一日最大給水量を六百万吨」と見込む。だが、実績からみると、とてもそれだけ需要が伸びるとは思えない。仮に伸びたとしても、都の保有水源はずいぶん余裕があり、新たな水源開発をしなくとも十分にやつてゆける。人口は「〇一五年をピークに減少に転じる。その後は「水余り」の時代を迎える可能性さえある。

都は「暫定水利権の解消」も理由に上げる。「暫定のままでは不安定だ」と言う。確かに暫定扱いの水利権は、大きな渴水になると真っ先に取水が制限される恐れがないわけではない。とはいってもそれはそううたびたびあることではない。

表4 埼玉県の上水道の水源構成

水源	水量(トン/秒)
下久保ダム	2.300
奈良俣ダム	0.910
北千葉導水路	2.300
草木ダム	0.540
利根川河口堰	1.150
渡瀬遊水池	0.505
権現堂調節池	0.433
浦山ダム	2.930
有馬ダム	0.700
合角ダム	1.000
荒川調節池	2.100
川の自流	1.235
以上計	16.103
<b>農業用水の転用*</b>	-
1次、2次事業	4.247
埼玉合口二期事業	3.704
利根中央事業	2.062
以上計	27.016
<b>暫定水利による取水</b>	-
中川・江戸川	1.4600
ハッ場ダム開通	0.7100
その他	0.6390
計	28.090
<b>地下水利用</b>	-
実績(2002年度)*3	7.210
総計	34.226 (うち通年23.813)
<b>予定されている今後の水源</b>	-
滝沢ダム(2007年度完成予定)	3.740
電ヶ浦導水(2010年度完成予定)*4	0.940
ハッ場ダム	9.920
最大取水量実績(2002年度)	33.550 (うち通年9.25)*5

出所=埼玉県の資料と取材に基づく

のダムも含め、その実力を第三者の学識経験者にきちんと評価してもらるべきだ。それもなしに、単に「雨が少なくなつたから」と言われても納得できない。過去にはこれだけの実力、水の供給力があるからと、国交省は各都県に建設費の負担を求めてきたではないか。それは一体、何だったのか。地球規模で見れば、地球温暖化で水分蒸発が増え、降水量は増加傾向にある。近年、日本で少雨傾向が見られたからといって、少雨、少雨と強調することがいいかどうか。

あれこれ見ても、利水を理由としたハッ場ダム建設の根拠は極めて薄いと言わざるを得ない。

他の県も事情は似たようなものである。

表5 千葉県の上水道の保有水源

	水源量(トン/秒)
利根川水系	17.4995
県内水系	5.5292
地下水	4.9900
以上計	28.0187
工業用水から転用予定	1.7000
合計	29.7187
<b>暫定水利による取水</b>	-
中川・江戸川	1.4600
ハッ場ダム開通	0.7100
その他	0.6390
計	28.090
<b>*出所=千葉県の資料と取材に基づく</b>	
<b>*利根川水系、県内水系、地下水系、地下下水系、日量換算で約242万トンになる。2002年度の大取水量は26.32トン/秒。利根川水系の水源量は、農業用水合理化で生み出した毎秒0.47トンを含む。地下水の数値は2002年度実績。</b>	

第一、すでに指摘したように、暫定と言えるような水利権はほとんどない。むしろ、暫定扱いをやめ、実態に合った水利権として国交省に認めさせる努力をすべきだ。

さらに都が上げるハッ場ダム建設の根拠は「ダムの実力が落ちている」ということだ。少雨傾向で、かつて開発したダムが実際には計画通り水をためられなくなつた。従つて確保した水利権も一定程度割り引かざるを得ない。だから、もつとダムがいる。こう言うのだ。ここまで言われると、毎秒何トンといつた細かい数字で議論をしていること自体がむなしくなる。仮にダムの実力が本当に落ちているなら、全国

のダムもいつまでも運営する必要はない。だから、もう一つの根拠がいる。この言葉の意味は、これまで言われると、毎秒何トンといつた細かい数字で議論をしていること自体がむなしくなる。

### 農業用水転用の努力は何だ

そんな中で、水の余力が比較的少ないところを探せば、東京都に次いでハッ場ダムの利水負担を負う埼玉県である。農業用水からの転用水利権が多く、その水源は「不安定」とされているためだ(表4)。

転用水はもともと夏の漬漬期の水利権であるため、冬は暫定的に取水が認められている。国交省は冬の水をダムで確保するよう求めている。ハッ場ダムの利水割合の中で、埼玉県の水量が多いのは、その冬水確保のためにある。

いまのルールではこうなのだが、しかし、これは考えてみればおかしい。かねて総務省(現・総務庁)は、余力のある農業用水や工業用水を上水道にもっと転用するよう勧告を重ねてきた。埼玉県はこうした転用の先進地だ。せつかく水の有効利用に努めてきても、ダム事業にも乗れ、と言うのではなく努力が報われない。転用事業には多額の金も投じてきた。へたをすると、転用とダムの一重投資にもなりかねない。

冬の水利権が正式にはないといつても、冬は農業側の水利用が少なく、一般家庭の水使用量も減る。だから、川の水量には余裕がある。実際、水は取れている。転用水を「暫定」と見るから分かりにくいのであって、むしろ現実を見据え、川の自流でどれだけの水が使えるか、厳密に調査したうえ、

水利権問題を考えるべきである。

埼玉県の転用は実のところ、最初は窮屈の策だった。県は地下水が豊かだったせいで、ダム事業に積極的でなかった。それが急激な人口増で困った末、だれ言つとなく、こんな声が上がつたと言うのだ。

「農業用水があるじゃないか」

人口増は一方で、田畠の減少をもたらしていた。工夫によつては農業用水を上水道に回すことができる。難しいのは農業用水の場合、多くは水の高さを利用して末端の田んぼへ自然に水を流していることだ。水量を減らすと、水位が維持できず、末端に水が届かない。そのために水路幅を狭くして、少ない水量でも高い水位を保つことが必要になる。そんな水路改修をすることで、県はこれまでに何度も農業用水から上水道へ水を工面してきた。

人口が増えて生活用の水の需要が増えると言うなら、一方で都市化で農地がつぶれ、農業用水には余力ができるはずだ。その余力を生かす政策こそ必要なのではないか。

埼玉県の保有水源はこうした農業用水からの転用水も含めれば、水需要に応えるだけの力はある。そのうえ、滝沢ダムの水利権も近く取得できる。ハツ場ダムがなくてもやつてゆけるのではないか。

千葉県は埼玉県に比べれば、はるかに余力がある。持て余

し気味の工業用水からは上水道へ毎秒一・七トンの転用も予定している(表5)。ハツ場ダムに頼る必要はない。

### いつまでもダム依存でいいか

「この半世紀間、社会的・経済的環境の極めて大きな変動があつたにもかかわらず、ダム計画の見直しをしないまま事業費だけ増額するという公共事業のあり方は、到底納得できるものではありません」

これは東京の小平市議会が一〇〇四年六月に可決した小泉純一郎首相あての「ハツ場ダム建設見直しを求める意見書」の一節である。同じような意見書は小金井市議会や千葉県佐倉市議会、習志野市議会などでも可決されている。ほかにも幾つかの自治体で同じような動きがある。

保守系議員を含めて意見書に賛同したこうした議会の動きを見ると、ハツ場ダムへの疑問がじわじわと広がっていることが分かる。危機感の一つは、ダムにより地下水の利用が減らされるのではないか、ということだ。

地下水の利用は高度成長期に安易に汲み上げられ、地盤沈下を招いた歴史がある。政府も自治体も汲み上げ規制を強め、これまで地下水は削減に次ぐ削減を重ねてきた。その削減分を補つてきたのがダム開発である。いまは地盤沈下は収まった。東京のJR上野駅のように、汲み上げ規制が効き過

ぎて、地下水位が上昇し、困っているところさえある。

ところが、ダム推進派は相変わらず、地下水利用を目の敵にしている節がある。例えば、埼玉県では一〇〇二年度実績の毎秒七・一一トンから一〇一五年度には六・七四七トンにまで落とす計画だ。千葉県も一〇一五年度の地下水利用を毎秒四・一八八トンと描いている。これは現状(一〇〇二年度で四・九九トン)より一六%減になる。東京都は「減らす」と言つてはいないが、地下水利用の多い多摩地域の住民の中には「ハツ場ダムができたら、地下水からダム水に切り替えられるのではないか」といつた心配も出ている。

汲み上げ量が適切であれば、足元にある地下水を利用しない手はない。日指すべきは良質な地下水を守るために、汚染を防ぎ、雨水を地下にしみ込ませる地下水資源の涵養だ。地下水を守れば、ダム水ばかりに依存することはない。

ダムに代わる水源としては確かに、下水処理水の再利用、東京の墨田区などが進めている雨水をためてトイレなどに利用する方法もある。何より大事なのは水の節約だ。

一人が一日に平均して使う水の量は一〇〇二年度の場合、東京、埼玉、千葉、神奈川各都県の「関東臨海」で三百二十六リットルである。それに対し、蛇口に節水機器を取りつけるなど、「節水都市」を誇る福岡市を含む福岡県や佐賀、長崎、大分各県といった「北九州」は一百七十二リットルと、

関東臨海の八四%にとどまっている。首都圏の各都県がもつと節水に取り組めば、ダムによる水開発は一気に不要になる。

### 先行ダム地の町長は嘆く

「高度成長はとうに終わり、水需要はもう伸びない。それなのに利水のためのダムとはおかしい。私たちの渓谷もダムで大きく傷つけられてしまった」

こう語り、ハツ場ダムに反対するのは群馬県鬼石町の岡口茂樹町長である。町は利根川上流の神流川流域にある。その川には下久保ダムがでんと座っている(図)。ダム下流は二波石峡。それが、一九六八年のダム完成後は漕流を失い、水路と化してしまったと嘆く。「ハツ場ダムができれば、吾妻渓谷も同じようになるだろう」

ダム地に暮らす町長だけに、この発言は重い。ダムにより得られる利益と失われる損失をはかりにかけ、進むべきか退くべきか、いま一度立ち止まる必要がある。

治水にしても、ダムの洪水調節効果は限られる。上流の森を守る。流域で水をため、浸み込ませる。堤防沿いには木善防備林を植え、川からあふれた水を和らげる。環境を保全しながら総合的な治水策を進める。それが国交省も掲げる治水理念である。ダム以外の方策を真剣に考えるべきだ。

## 首都圏も特別ではない

「ダム撤去」。こんな刺激的なタイトルを掲げたシンポジウムが、一〇〇四年、学者や市民グループにより全国各地で開かれた。「米国ではこの五年間だけで百四十のダムが撤去されました」と、米国から来口した市民グループの代表は語つた。米国のダム建設機関・陸軍工兵隊の元幹部は「これからはダムを造らない方向です」と言つた。世界はそういう流れにある。国交省や自治体も各地でダム計画を中止している。熊本県では県営の発電ダムを取り壊す段階にまできた。九州の川辺川ダムや四国の大野川可動堰の問題に全国の関心が集まつているのも、そうした時代の反映だろう。

ところが、首都圏の公共事業については意外に見過されてきた。ハツ場ダム問題もその一つである。自戒を込めて言えば、報道も比較的弱い氣がする。ひょつとすると、公共事業は地方（田舎）の問題で、人口が多く、経済活動が活発な首都圏は別格だという先入観が私たちの中に潜んでいないか。環境派知事が「水は、要る」と、あつさりダム建設を認めてしまったところにも、そんな特別意識を感じる。

しかし、政治の足元・首都圏だからこそ、公共事業の方はより厳しく問われなければならないと思う。

（わたなべ・ひとし 朝日新聞社論説委員）

### 注

- 1 国土交通省のパンフレット「ハツ場ダム」
- 2 朝日新聞（群馬版）、一〇〇二年十一月二十一日付朝刊
- 3 アエラ、「〇〇四年四月二二日号、朝日新聞社
- 4 朝日新聞（東京版）、一〇〇四年九月十四日付朝刊
- 5 東京都水道局「事業概要」平成十五年版
- 6 「調査室報」「一九九五年十月号、朝日新聞社
- 7 「日本の水资源」（平成十六年版）、国土交通省